

記

倉岡利夫 江澤清太郎 島田恭太郎 三牧健治
遠藤熊太郎 (遠藤ヲ除キ全員應援者)
右及申(通)報候也

別記

要求書

- 一、就勞時間を午前七時から午後四時迄にすす事
- 一、半期以上一度の昇給をすす事
- 一、三ヶ月以上勤続せる者は月給制度にすす事
- 一、一ヶ月二回ノ定期を定むる事
- 一、定休日ノ勤務をすす場合は日給ノ五割増を支給すす事
- 一、皆勤賞を支給すす事
- 一、退社する場合退職手當六ヶ月以上を支給すす事
- 一、予後備兵後上召集されたる場合は給料の半額を支給すす事
- 一、衛生設備を完全にする事
- 一、労働組合を認めす事
- 一、解雇者を即時復職せす事
- 一、小山正昇 亘 市郎 遠藤熊太郎 海老澤健三 林 市藏 加藤三郎
- 一、右六名に對すす不當解雇申渡を即時撤回すす事
- 一、石要永す

昭和九年八月五日

小石川区関口水道所二一山口方
愛國労働聯盟 日本洗染會社支部準備會
安藤之久 小山正昇 亘 市藏
遠藤熊太郎 海老澤健三 林 市藏
加藤三郎